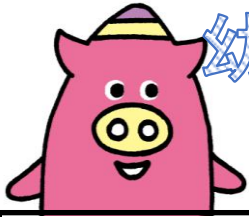


令和8年度



幼児教育・保育の無償化申請案内 (子育てのための施設等利用給付認定申請)

- 対象年齢 ■
 - ・ 3歳児～5歳児（令和8年4月1日時点で3歳になっている子）
 - ・ 0歳児～2歳児の生活保護、非課税世帯の子
- 対象児童 ■
両親が共働き（月60時間以上の就労）等の理由で
保育の必要性がある子
- 対象施設 ■
公立幼稚園、私立幼稚園、無償化の対象となっている
認可外保育施設、ファミサポ等


**3つの条件にすべて
当てはまる人が
対象です。**

令和8年度の施設等利用給付認定（無償化）申請は
読谷村公式LINEでの受付になります。
LINEなら24時間いつでも受付できます



申請はこちらから

- 【手順1】フローチャートを使って申請が必要かご確認ください。
※読谷村の公式LINEでも確認できます。
- 【手順2】読谷村の公式LINEを追加します。
- 【手順3】保育の必要性がある方は該当する書類の準備をお願いします。
- 【手順4】右のQRコードをスマホなどで読み取って申請してください。

【注意事項】

- ・ 施設等利用給付（無償化）認定日は、申請手続きが完了した日となります。必要な方はお早めに手続きをお願いします。前年度より継続で無償化の対象となることを希望する場合も、申請手続きが必要です。
- ・ 申し込みの必要書類に不備があると受付することが出来ませんので、ご注意ください。
- ・ 転入前の自治体で幼児教育・保育無償化の認定を受けていた方で引き続き無償化を利用する場合、改めて申請が必要になります。遡及は認定を受けていた自治体での転出手続きから14日以内となっております。期限を過ぎた場合日割りが発生することがありますので、速やかにこども未来課にて申請するようお願いいたします。

■非課税世帯（新3号）の方について

下記のとおり市町村民税に基づき非課税世帯の状況確認を行います。
令和8年度申請の場合の確認時期について（毎年9月更新）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分（令和7年度）に基づく確認 （令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入等）					当年度分（令和8年度）に基づく確認 （令和7年1月1日～令和7年12月31日の収入等）						

令和7年度は非課税世帯だが令和8年度は課税世帯の場合は、8月までが無償化の対象となります。

お問い合わせ

読谷村役場 こども未来課 保育所幼稚園係